

2026 年度

安全マネジメント取組について



株式会社 **桜交通**

① 輸送の安全に関する基本方針

安全基本方針

「安全はすべてに優先する」

代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）」を確実に実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。当社では「安全の最優先」「関係法令の遵守」「安全の推進と継続的改善」を安全理念として全社員が一丸となって輸送の安全を確保します。

株式会社 桜交通
代表取締役 小櫻 和光

私たち株式会社桜交通は、「安全はすべてに優先する」

基本理念のもと、輸送の安全確保を最も重要な使命と位置づけております。

この理念を確実に実現するため、全社員が一体となって運輸安全マネジメントに取り組み、日々の業務における安全意識の向上と安全行動の徹底に努めています。

② 輸送の安全に関する重点施策

(1) 上記の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

(2) 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

(3) 管理の受委託の実施にあたっては、受託事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わないことと、更に受託事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において受託事業者の輸送の安全の向上に努めてまいります。

③ 2025年度 事故統計

輸送の安全に関する事故報告状況

(自動車事故報告規則第二条に基づく報告事故統計)

2025年度【2025年4月～2026年2月】

区 分	目 標	実 績
人身事故	0 件	0 件
物損事故	2 5 件	3 4 件
車両故障	7 件	1 6 件
健康起因	0 件	0 件

④ 輸送の安全に関する目標及び2025年度達成状況

輸送の安全に関する目標及び達成状況

2026年度 目標	道路交通事故による 死亡・重傷者の撲滅	前年度有責事故件数 20%削減（前年度34件）	車両故障件数の 半減
	0件	26件	8件
2025年度 目標	道路交通事故による 死亡・重傷者の撲滅	有責事故件数の削減	車両故障件数の 半減
	0件	25件	7件
発生状況 (実績)	0件	34件	16件

<道路交通事故による死亡・重傷者の撲滅>

2025年度人身事故など運輸支局への報告が必要な重大事故は発生しませんでした。次年度も引き続き重大事故ゼロを目標として、安全運行に努めて参ります。

<有責事故件数の削減>

有責事故件数の2025年度目標は25件以下を掲げ取り組んで参りましたが、結果34件の発生となりました。

<車両故障件数の半減>

車両故障の発生は目標の7件に対して16件の報告となり、目標件数を上回りました。車両の年式が古くなってきたことで、故障が徐々に増えている状況です。

また、新人乗務員が多く入社しており、点検や整備に関する知識が十分でないことも課題となっています。そのため、若手・新人乗務員がスムーズに点検できるよう、基本的な点検方法をまとめた「点検手順書」を順次作成しています。

特に、冷却水・オイル・タイヤ・灯火類など、故障につながりやすい項目について、写真や図を用いてわかりやすくまとめて周知していきます。

⑤ 輸送の安全に関する目標

当社では、輸送の安全に関する目標を達成するために以下の項目を
全社員一丸で取り組んでまいります。

⑥ 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するために、以下の計画を作成いたしました。

(1)輸送の安全に関する目標を達成するために、毎月実施乗務員指導及び年2回実施する
(2)乗務員全体研修を主とした、運行管理責任者と取締役との意見交換ならびに、輸送の安全
に関する研修を行っております。

① 法令を守るための基本教育の徹底

労働基準法や改善基準告示など、運転者として必ず守らなければならない決まりごとについて、
全社員を対象に分かりやすく説明し、理解を深める教育を行っています。

② 安全運行のための定期的な教育の実施

年1回の全体研修に加え、毎月の乗務員指導を実施し、安全運転に必要な知識や最新の情報を、
繰り返し確認・習得しています。

③ 専門家による乗務員教育や健康管理教育

外部の講師や専門家によるオンライン講義などを通して、運転技術や健康管理に関する専門的
な知識を学び、安全運転につなげます。

④ 冬道に備えた雪上での運転技術向上研修

積雪や凍結路での走行に慣れるため、実際にスキー場で運転練習を行い、危険に対応できる
技術向上を図っていきます。

⑤ 緊急事態に備えた避難誘導訓練と応急救護講習

事故や火災などの緊急事態を想定した避難誘導訓練を行い、あわせて応急処置の方法を学ぶ
ことで、万一の際にお客様を安全に守れる体制を整えています。



前期乗務員研修開催（関東）



前期乗務員研修開催（東北）



雪上研修（ネコママウンテンで実施）



応急救護講習（貸切営業所で開催）

(2) 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に教育及び研修を実施します。

① 乗務員教育

1. 計画に基づいた毎月の乗務員指導実施
2. ヒヤリ・ハット情報およびドライブレコーダー映像の全社共有とその活用（月次指導）
3. 過去の事故事例を全社共有して再発防止につなげる（月次指導）
4. 乗務員教育（初任教育含）および定期研修（3年ごとに一般診断受診および2年ごとの適齢診断受診ならびに結果に基づく指導）
5. 救命救急に関する講習の受講（年間で全乗務員の3分の1以上受講予定）
6. 安全運転中央研修所「バス運転実技2日間コース」受講
7. NASVAネットを活用した適性診断受診の促進
（グループ会社の南湖自動車学校およびAT LINER埼玉営業所を活用）
8. デジタルタコグラフを用いた安全・省エネ運転の評価（営業所ごとに個人評価）
9. 自動車学校と連携した事故惹起者訓練指導の実施

② 運行管理者・整備管理者教育（取締役含む）

1. 経営管理者層の教育国土交通省ガイドラインセミナー・NASVA安全マネジメント講習
2. 運行管理者・運行管理補助者の教育（運行管理一般・基礎講習、適性診断活用講座、安全マネジメント関係講習など）
3. 事故防止に関するセミナー等の受講（営業所管理者対象に指導スキルの向上を図る）
4. 整備管理者の教育（整備管理者講習など）
5. 整備管理者会議の実施（所長会議とあわせて実施）と安全会議への参加

③ 飲酒運転防止教育

1. 毎月の乗務員指導で実施（規制薬物に関する指導含む）
2. 飲酒運転防止インストラクターの養成（営業所管理者対象）
3. 本人および家族への飲酒運転撲滅に関する協力要請文の展開（毎年継続）

④ 健康管理

1. 定期健康診断の実施（夜間業務従事者は年2回）
2. 健康診断結果による継続的な健康指導の実施
3. 管理責任者の人間ドック受診の実施
4. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査と結果に伴うアドバイス等
5. 運転従事者脳MRI健診の受診（3年に1回）
6. 心筋梗塞など心不全予見の血液検査（BNP検査）
7. 規制薬物使用検査の実施
8. 全営業所におけるストレスチェックの実施と管理者の教育
9. インフルエンザ予防接種の実施
10. 健康通信による健康意識向上の発信（年3回）
11. 目のスクリーニング検査の実施（眼底検査）
12. 仮眠所施設の改善（営業所仮眠施設からアパート 寝具の入替）

⑤ その他取り組む事項

1. 停留所やSA・PA等ならびに休憩仮眠施設での現地視察指導および添乗調査の実施
2. デジタル式運行記録計による評価および指導の実施(毎月)
3. 全社員の運転記録証明書の取得及び確認(年1回)
4. 内部監査の実施(高速路線バスの受託運行会社訪問調査を含む)
5. 外部評価機関による安全マネジメント評価の実施
6. 運輸防災マネジメントによる災害時対策とBCPマニュアルの継続運用
7. 死角カメラの設置(取組の継続)

(3) 12月3日 安全の日

この日は、2017年12月3日に発生したグループ会社での人身死亡事故を決して風化させないため、被害に遭われた方への黙祷を捧げ、哀悼の意を表します。

当グループでは、毎年12月3日を「安全の日」と定め、事故の再発防止への強い決意共有する日としています。

また、安全の日には、経営トップ・役員・各営業所の統括運行管理者が会する「グループ全体会議」を開催して、安全に関する取組みを振り返るとともに、より一層の安全運行の徹底を図ります。遠方の営業所はオンラインでの参加となりました。グループ全体で安全文化の継承と強化に取り組んで参ります。



リモート開催での黙祷の様子(桜交通本社)

決意表明

『安全はすべてに優先する』

1. 私たちは安全を最優先に日々の業務に取り組みます。
2. 私たちは事故防止の呼びかけを積極的に行い恒常に安全意識を高めます。
3. 私たちは事故防止のためのあらゆる努力を惜しみません。

再発防止について決意表明

(4) 事故発生の上やかな伝達と注意喚起

事故が発生した際には、その内容に応じて各営業所でフラッグを掲げる取り組みを継続して実施しています。フラッグは、点呼場所や営業所の出入り口など、乗務員が必ず目にする場所に掲出します。旗の色によって、対人事故・対物事故・重大インシデントなど、発生した事故の種類が一目でわかるようにし、視覚的な注意喚起につなげます。

これにより、点呼時の指導がよりの確となり、乗務員一人ひとりの注意力と安全意識の向上を図ります。結果として、事故の連続発生や多発の抑止につながるよう努めてまいります。

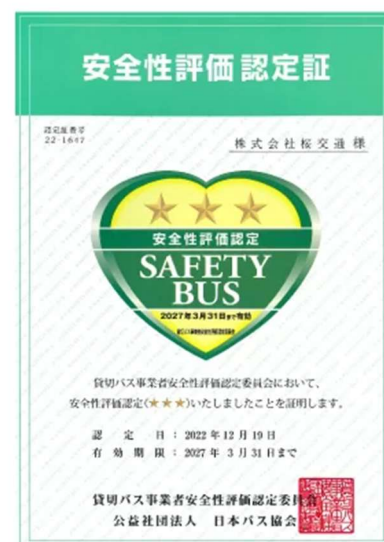
⑦ 運輸の安全に係る内部監査の結果

安全管理規定に基づき、2025年11月から2026年3月にかけて輸送の安全に関する内部監査を実施した結果、全営業所で法令違反等の重大な指摘事項はありませんでした。今後も引き続き、厳格な内部監査の実施と更なる安全性向上のための改善に取り組んでまいります。

⑧ 貸切バス事業者安全性評価の三ツ星認定

日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において、高いレベルでの安全確保への取り組みと持続性が評価され、2022年12月19日付けで三ツ星事業者の認定をいただいております。

次年度の更新において、最高位である「五ツ星」への認定を目指して、これまで以上に気を引き締めて取り組んでまいります。引き続き安全運行と安全管理の徹底に努め、信頼いただける輸送サービスの実現に全力を尽くしてまいります。



⑨ 安全統括管理者

安全統括管理者の選任は以下のとおりです。

専務取締役 高橋 昌和

● 別掲載内容【WEB サイトのリンク先を参照ください】

- ◆ 運輸防災マネジメントの取組方針について
- ◆ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図
- ◆ 事故・災害等に関する報告連絡体制図
- ◆ 安全管理規程
- ◆ 輸送の安全に関する教育及び研修の実績
- ◆ 運輸安全マネジメントの実施【バックナンバー】